

お知らせ

ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載について

令和4年12月22日
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

この度、欧州連合からワシントン条約附属書Ⅲに「クモ目トリクイグモ・オオツチグモ科」の1種を掲載するとの提案があり、令和5年1月11日付けで効力が発生することとなります。

具体的な掲載種については別紙を御参照ください。

効力発生日以降、別紙の動植物種を含む貨物を輸出入される場合には、外国為替及び外国貿易法に基づく手続き等が新たに必要となりますので、十分御注意ください。

特に、効力発生日前後の輸入手続きの取扱いについては、別添「ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載等の発効に伴う我が国外為法の輸入手続きについて」を御確認ください。

なお、このお知らせは、現時点でワシントン条約事務局が発出した事務局通報(以下の URL 参照)から引用・仮訳したものです。今後、最終的に詳細な文言等が変更となる可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。(仮にこのお知らせと事務局通報の内容が異なる場合は、事務局通報が優先されます)

事務局通報「NO.2022/073」

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2022-073.pdf>

御不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室
電話 03-3501-1723

(別紙)

◆令和5年1月11日付けで新たにワシントン条約附属書Ⅲに掲載されるもの

学名等	一般的和名等	掲載国名
【FAUNA】	【動物界】	
「CLASS ARACHNIDA」	「クモ綱」	
«ARANEAE»	«クモ目»	
<Theraphosidae> <i>Caribena versicolor</i>	<トリクイグモ・オオツチグモ科> カリベナ・ヴェルスイコロール(アンテ イル・ピンクトウ)	欧州連合

※掲載国は欧州連合の加盟国が対象となります。

お知らせ

ワシントン条約附属書Ⅲへの掲載の発効に伴う
我が国外為法関連の輸出入手続きについて

令和4年12月22日
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
野生動植物貿易審査室

この度、欧州連合からワシントン条約附属書Ⅲに「クモ目トリクイグモ・オオツチグモ科」の1種を掲載するとの提案があり、令和5年1月11日付けで効力が発生することとなります。

本改正に伴う我が国の輸出入手続きの取扱いについて以下のとおりお知らせします。
※本お知らせの内容については、必ず最新の情報を御確認の上、輸出入の手続きを行っていただけますようお願いいたします。

附属書Ⅲに新たに掲載される種の貨物について

○ワシントン条約附属書の改正により新たに条約の適用を受ける種の貨物(動物の個体、個体の部分又は派生物をいう。以下同じ。)を輸入する場合

改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸入申告が正当なものとして受け付けられた場合には、条約の適用を受けない種の貨物という取扱いで従前の例により輸入することができます。

○新たに条約の適用を受ける種の貨物を輸出する場合

- (1) 当該貨物の輸出先国(輸入国)における輸入日が、改正附属書の効力発生日より前であれば条約の適用を受けない種の貨物という扱いで、従前の例により輸出することができます。
- (2) 輸出先国(輸入国)において改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合には、輸出先国(輸入国)からワシントン条約に基づく「CITES 輸出許可・再輸出証明書又は原産地証明書」の提出を求められますので、附属書Ⅲに従った CITES 輸出許可書等の取得手続きを行ってください。

(問合せ先)
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
野生動植物貿易審査室
03-3501-1723(直通)